
平成26年度概算要求について

平成25年11月11日

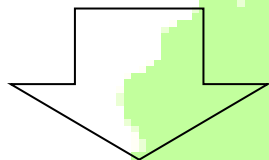
沖縄振興開発金融公庫

1. 要求にあたっての基本的方向性

＜沖縄振興施策と一体となった取組の推進＞

「沖縄振興基本方針」において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進に当たり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行うとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、沖縄振興について、日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することとしている。



新たな沖縄振興策に沿った国及び県等の地域振興施策を推進するための金融支援を強化する。

(参考) 国及び県の沖縄振興策について

沖縄振興基本方針 (平成24年5月11日内閣総理大臣決定)

Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 ⇒ 3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点 ⇒ (1) 多様な主体による連携・協働 (抜粋)

国においては、地元の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する観点から、本年3月に改正された沖縄振興特別措置法において、より自由度の高い交付金制度を創設し、産業振興を始めとする各種特例措置を講じており、これらの措置や沖縄振興開発金融公庫による政策融等を通じ、各種支援を行う。

沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画) (平成24年5月15日沖縄県知事決定)

第3章 基本施策 ⇒ 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して ⇒ (14) 政策金融の活用 (抜粋)

沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠です。このため、政策金融については、本県の地域特性に精通し、きめ細かく機動的に対応しうる沖縄振興開発金融公庫の役割が引き続き重要であることから、総合政策金融機関としての現行の組織及び機能の存続維持を図った上で、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用推進など、沖縄県や民間金融と協調・連携した一層の役割発揮を求め、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指します。

経済財政運営と改革の基本方針 (平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 ⇒ 3 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし ⇒

(1) 特色を活かした地域づくり

(沖縄振興)

沖縄は、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、大きな優位性と潜在力を有しており、日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。こうした中で、「国家戦略特区」の議論を踏まえ、沖縄をイノベーションの拠点とすることを検討する。また、世界最高水準を目指して先端的・学術的な研究活動を進める沖縄科学技術大学院大学(OIST)等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を進める。

日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ 3つのアクションプラン ⇒ 一 日本産業再興プラン ⇒ 5 立地競争力の更なる強化 ⇒ ①「国家戦略特区」の実現(抜粋)

成長著しいアジア市場に最も近接する位置にある沖縄について、国家戦略として、特区制度の活用も図りつつ、その振興策を総合的・積極的に推進する。

要求のポイント <沖縄経済を牽引するリーディング産業の育成支援等>

平成26年度は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づく沖縄における民間主導の自立型経済の発展を目的とした諸施策に対し、地域の特性に即した運用を図ることを基本としつつ、「日本再興戦略」を踏まえ、

- ① 基幹交通（航空・海運）の整備促進による産業基盤の強化
- ② 中小・小規模事業者等の経営基盤強化
- ③ 沖縄におけるリーディング産業の育成支援
- ④ セーフティネット機能の発揮

に重点を置いた要求とする。

2. 融資制度の充実・改善等

(1) 既存制度の貸付条件の改定

① 「航空機」(産業開発資金)

⇒航空事業の基盤整備を推進するために、資金使途及び貸付限度額を拡充

② 「海運」(産業開発資金)

⇒海運事業の基盤整備を推進するために、資金使途及び貸付限度額を拡充

③ 「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」(生業資金)

⇒沖縄県が定める経営強化指導を受けている事業者に対する支援のために、無担保・無保証人の貸付限度額を拡充

④「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」

(中小企業資金、生業資金)

⇒経営革新計画の承認を受けた中小・小規模事業者を支援するために、取扱期間を1年延長

(2) その他

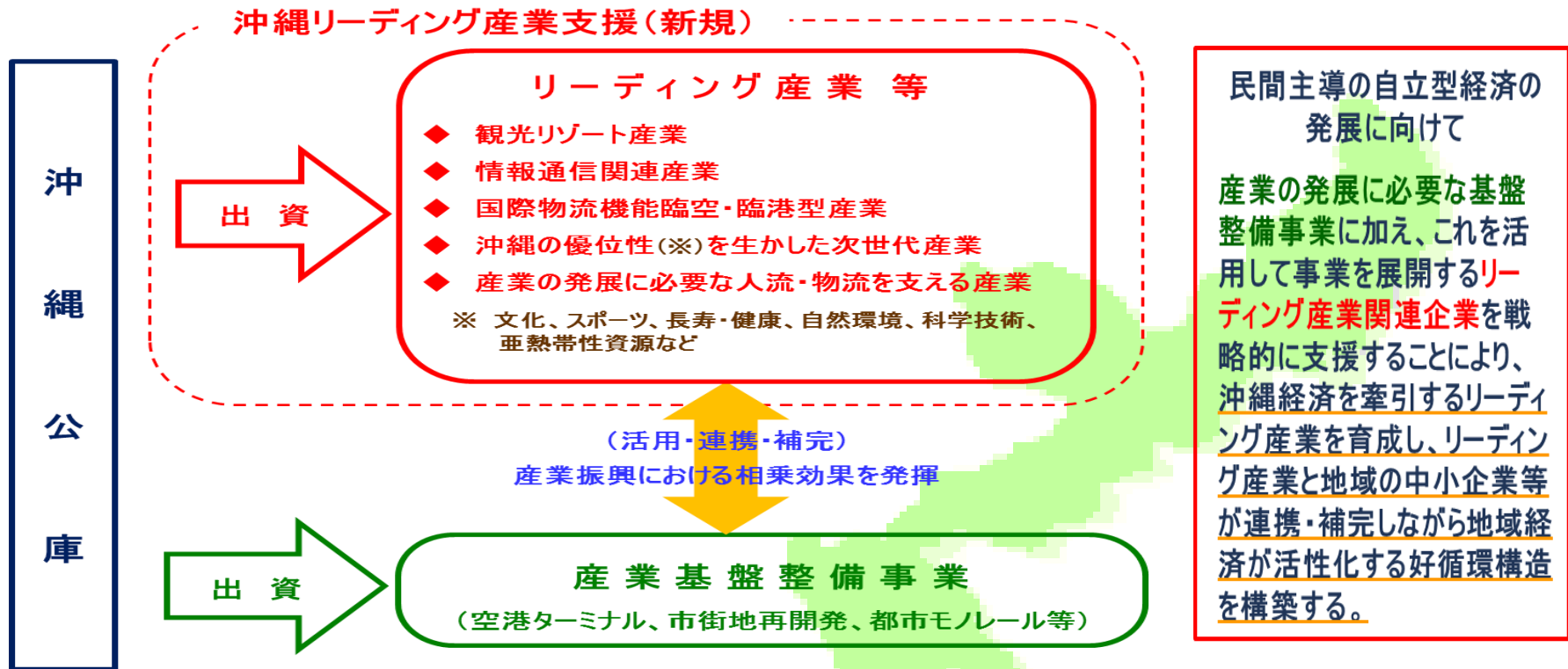
⇒株式会社日本政策金融公庫等の要求する制度拡充のうち、沖縄公庫の業務範囲に対応するものについては同様の措置を要求

3. 事業計画、資金計画の概要

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度 予算額(A)	平成26年度 要求額(B)	増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
1. 事業計画				
貸付	142,000	142,000	—	—
産業開発資金	51,000	51,000	—	—
中小企業等資金	68,000	68,000	—	—
住宅資金	9,000	9,000	—	—
農林漁業資金	5,000	5,000	—	—
医療資金	4,000	4,000	—	—
生活衛生資金	5,000	5,000	—	—
企業等に対する出資	500	1,500	1,000	200.0
新事業創出促進出資	300	300	—	—
合 計	142,800	143,800	1,000	0.7
2. 資金交付計画	114,930	120,179	1,451	1.3
原資の内訳				
財政投融资	86,000	87,000	1,000	1.2
うち財政融資資金借入金	85,500	84,500	▲1,000	▲1.2
うち産業投資出資金	500	2,500	2,000	400.0
自己資金等	28,930	33,179	4,249	12.8
うち財投機関債	10,000	10,000	—	—

4. リーディング産業の育成支援に係る出資財源(10億円)



沖繩21世紀ビジョン基本計画 第2章 基本方向 ⇒ 4 将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み ⇒

(5) リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築

成長のエンジンである移出型産業と成長の翼である域内産業が相互に連携・補完しあいながら地域経済全体が発展する好循環構造を創出するため、リーディング産業である観光リゾート産業については、世界水準の観光リゾート地として、また、情報通信関連産業については、我が国とアジアを結ぶITブリッジの拠点として、国内外に評価されるよう、産業の量的拡大と高付加価値化に戦略的に取り組みます。

国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業については、新たなリーディング産業として位置付け、電子機器類の加工等を行うリペアセンターや商品の保管・流通拠点等の集積に向けたソフト・ハードの両面から施策を展開します。

さらに、次世代リーディング産業を創造するため、文化、スポーツ、長寿・健康、自然環境、科学技術、亜熱帯生物資源など沖縄の持つソフトパワーや優位性を最大限に発揮した新商品・サービスの開発及びフロンティア型ビジネスの創出に向けた施策を積極的に推進するほか、海洋産業の創出を視野に入れた戦略的な取組を展開します。

5. 中小・小規模事業者等の経営基盤強化のための 資本性ローンの財源（10億円）

平成25年3月末の金融円滑化の期限切れに伴い、中小企業再生支援協議会の再生計画等に基づく資本性ローンの需要増加が見込まれており、また、平成25年5月の官民ラウンドテーブルにおいて、創業・新規事業支援の促進の方向性として、政府系金融機関の資本性ローン等を活用した民間金融機関との一層の連携強化が示されている。

26年度においては、これら政策ニーズに適切に対応し、中小・小規模事業者等の創業・新事業展開、事業再生等を支援するために必要な財源として10億円を要求する。

■ 沖縄県再生支援協議会の再生計画策定支援案件の推移

平成23年度 6件 ⇒ 平成24年度 27件 ⇒ 平成25年度（計画） 48件

■ 第2回官民ラウンドテーブル（平成25年5月13日金融庁公表）

金融機関によるリスクマネー供給力の強化等を通じた創業・新規事業支援の促進にむけて

3 適切なリスクシェアのあり方

(1) リスク補完のための連携（要約）

リスクシェアについては、金融機関をはじめとする各プレイヤーが相互に連携し、それぞれの役割分担を行うことにより、企業の成長ステージに応じて各プレイヤーがリスクを分かち合う仕組みを構築することが考えられる。ベンチャー企業におけるシードからアーリー辺りのステージにある企業は、原則として定期的な返済を求められるデット型よりも資本性の高いエクイティ型の資金（出資、劣後性資金等）を求めていることが多い。このような資金の出し手としては、預金を主たる調達原資とする民間金融機関よりも政府系金融機関やベンチャーファンド等の方が長けている面があると考えられる。

<今後の方向性>

政府系金融機関の創業期の企業向けの融資、資本性ローン等を活用した民間金融機関との一層の連携強化

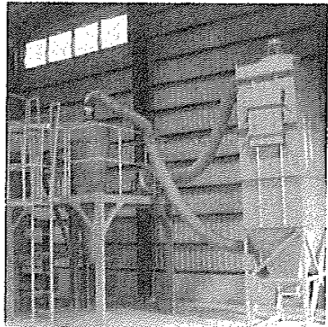
(参考) 資本性ローンの制度概要等について

沖縄公庫では、資本性ローン制度の取扱いを平成20年4月から開始し、平成25年9月末までに事業再生型の資本性ローンを3社(8,000万円)に、新事業型の資本性ローンを1社(8,000万円)に実行しております。

～新事業型資本性ローンの融資事例～

石炭灰⇒コンクリ補修材

ゼロテクノの独自技術を実証実験する白灰(フライアッシュ)分級装置II大分市



ゼロテクノ沖縄(うるま市)
 コンクリート製品製造のゼロテクノ沖縄(うるま市、仲里真光社長)は9月から、火力発電所の石炭灰(フライアッシュ)の加工品を原料に、既存のコンクリート構造物のひび割れを埋める高品質補修材の製造をうるま市で始める。県内外への販売を目指し、201

設備投資へ公庫が約1億円融資

3年12月からの年間売上高は1億9千万円を目指す。将来的には県内の発電所から石炭灰を調達する計画で、輸送コストの軽減で3年目には売り上げ3億2600万円を見込む。
 工場の設備投資に向けて同社は28日までに、沖縄振興開発金融公庫から約1億円の融資を受けた。うち8千万円は新事業型資本性劣後ローンによる融資で県内初の融資となる。沖縄公庫は、金融検査マニュアル上、自己資本とみなせるため民間金融機関融資の呼び水効果を期待する。
 補修材は2〜3ミリの微粒子で、うるま市の工場の分級装置で原料から分離する。補修材の歩留まりは原料の20%。分級技術は関連会社のゼロテクノ(大分市、岡田秀敏社長)が初めて開発した。

＜平成25年6月29日(土) 琉球新報＞

＜挑戦支援資本強化特例制度の概要＞

融資対象者	創業・新事業展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用又は雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方																
融資限度額	[生業資金] 1社あたり2,000万円 [中小企業資金] 1社あたり3億円																
融資期間	[生業資金] 7年以上10年以内 <期限一括償還> (一定の要件を満たす場合は、7年以上15年以内) [中小企業資金] 15年・10年・7年 <期限一括償還>																
利率	[生業資金] 融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。(8.55%、4.75%、0.90%) [中小企業資金] 適用した融資制度に基づき、融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><新企業育成貸付等の場合></td> <td colspan="2"><企業再生貸付の場合></td> </tr> <tr> <td>15年: 6.30%、4.55%、0.40%</td> <td></td> <td>15年: 6.35%、4.40%、0.40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年: 6.00%、4.30%、0.40%</td> <td></td> <td>10年: 6.25%、4.30%、0.40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7年: 5.65%、4.05%、0.40%</td> <td></td> <td>7年: 6.20%、4.25%、0.40%</td> <td></td> </tr> </table>	<新企業育成貸付等の場合>		<企業再生貸付の場合>		15年: 6.30%、4.55%、0.40%		15年: 6.35%、4.40%、0.40%		10年: 6.00%、4.30%、0.40%		10年: 6.25%、4.30%、0.40%		7年: 5.65%、4.05%、0.40%		7年: 6.20%、4.25%、0.40%	
<新企業育成貸付等の場合>		<企業再生貸付の場合>															
15年: 6.30%、4.55%、0.40%		15年: 6.35%、4.40%、0.40%															
10年: 6.00%、4.30%、0.40%		10年: 6.25%、4.30%、0.40%															
7年: 5.65%、4.05%、0.40%		7年: 6.20%、4.25%、0.40%															
担保・保証人	無担保、無保証																
本制度のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 金融検査上、債務者区分判定において自己資本とみなされる。 元金は、15年、10年、または7年期限一括償還の安定資金。 利率は、直近決算の業績に応じて、貸付制度に対応した3区分の利率(0.40%～6.35%)を設定し、毎年見直しを行う。 法的倒産手続時には、全ての債務(償還順位が同等以下のものを除く)に劣後する。 四半期毎の経営状況のご報告を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書の提出が必要。 期限前弁済は、原則として認められない。 																